



平成 27 年 6 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社 L I X I L グループ  
代表者名 代表執行役社長 藤森 義明  
(コード番号 5938 東証・名証各一部)  
問合せ先 執行役副社長 IR 担当 筒井 高志  
(電話 03-6268-8806)

### 「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表いたしました「過年度に係る有価証券報告書等及び決算短信の訂正に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本日、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局へ提出し、過年度決算短信（訂正版）等についても公表いたしました。また、これと併せ、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を提出しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第 7 2 期 内部統制報告書（自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日）

#### 2. 訂正の内容

上記の内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。

(訂正前)

##### 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

##### 3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社の連結子会社である株式会社 L I X I L は、平成 25 年 9 月 26 日に株式会社日本政策投資銀行との間で株主間契約を締結し、各々が 50% の議決権を有する特別目的会社である GraceA 株式会社（以下、「GraceA」という）および GraceA の完全子会社を設立し、同日、GraceA および GraceA の完全子会社を通じて GROHE Group S.à r.l.（以下、「GROHE 社」という）の発行済株式の 87.5% を取得することについて、GraceA の完全子会社は売主との間で株式譲渡契約を締結し、平成 26 年 1 月 21 日に株式を取得いたしました。

た。この企業結合の結果、GraceA は当社の持分法適用関連会社となりました。また、Joyou AG（本社：ドイツ、フランクフルト証券取引所上場、以下、「Joyou」という）は GROHE 社の子会社であり、GROHE 社を通じての Joyou に対する当社の持分は、31.62%でありました。

Joyou の監査役会は、金融機関からの督促状が届いたことを契機に同社の財務諸表の正確性に疑義を認識したため、平成 27 年 4 月 27 日に監査人および法律顧問による特別監査を実施することを決定しました。Joyou は同年 5 月 3 日に同社の子会社において実施中の特別監査により、売上、負債および利用可能な現金の額が、平成 26 年度の同社の財務報告にて報告された各金額から、大きく乖離しているとの暫定的な結果を公表しました。Joyou は、同月 21 日に執行役会で債務超過を理由に破産手続開始の申立てを行うことを決定し、翌 22 日に破産手続開始の申立てをしました。

また、当社は、自らの調査によって、平成 26 年 1 月 21 日の株式取得時点から、Joyou は多額の債務超過であったということが判明し、過年度の決算訂正が必要であると認識しました。

そのため、当社は本件への対応として、過年度の決算を訂正するとともに、平成 26 年 3 月期有価証券報告書および平成 27 年第 1 四半期、平成 27 年第 2 四半期、平成 27 年第 3 四半期の四半期報告書の訂正報告書を提出しました。

以上の経緯に照らし、当社グループの全社的な内部統制、全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制に重要な不備があったことも一因である、と認識しています。当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しております。上記の不備につきましては、本訂正報告書提出時点におきまして是正は完了していませんが、引き続き、本件に関する徹底的な事実解明と原因究明を行っております。

また、上記社内調査組織による調査に加え、社外取締役と外部有識者により構成される特別調査委員会を設置する予定です。

今後、この社内調査組織と特別調査委員会からの提言をふまえて、以下のような観点で抜本的な再発防止策を早急に検討することとし、財務報告に係る内部統制の重要な不備の是正に着手していきます。

- (1) グローバルなコンプライアンス意識の徹底
- (2) リスク特性に適合した内部統制の再構築
- (3) 内部監査およびモニタリング体制の強化
- (4) 当社から海外子会社等への管理体制の強化
- (5) 海外子会社等の人員の教育充実

以上